

議案第 30 号

狭山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

狭山市自転車駐車場条例（平成 21 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

狭山市駅西口第 2 自転車駐車場	狭山市入間川 1 丁目 3 番 1 号
------------------	---------------------

第 5 条ただし書を次のように改める。

ただし、カード式回数券（電磁的方法により一時利用をすることができる回数が記録されている券をいう。以下同じ。）及び定期券（定期利用をする者があらかじめ交付を受ける券をいう。以下同じ。）による利用者は、これらを購入するときに別表に定める使用料を納付しなければならない。

第 6 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、カード式回数券及び定期券による利用者は、これらを購入するときに利用料金を納付しなければならない。

別表第 2 項を次のように改める。

2 カード式回数券に係る使用料額表

種 類	金 額
カード式回数券（11回分）	1,500円

備考

- 1 入庫から出庫までの時間数が1時間を超え24時間までを1回分とする。
- 2 入庫から出庫までの時間数が24時間を超える場合は、24時間（入庫した時間から起算して最初の24時間を除く。）まで増すごとに、1回分とする。

別表に次の1項を加える。

3 定期利用に係る使用料額表

（単位 円）

名称	区分	1箇月定期		3箇月定期		6箇月定期	
		学生	一般	学生	一般	学生	一般
1 狭山市駅西口第1自転車駐車場	上段	2,200	2,500	6,000	6,800	11,300	12,800
	下段	2,700	3,000	7,300	8,100	13,800	15,300
2 狭山市駅西口第2自転車駐車場	上段	2,700	3,000	7,300	8,100	13,800	15,300
	下段						

備考

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び市長が認める教育施設に通学する者をいう。
- 2 この表において「上段」とは、上下2段式駐車設備の上段部分への駐車をいい、「下段」とは、上下2段式駐車設備の下段部分及び平置き駐車設備への駐車をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する狭山市駅西口第2自転車駐車場の利用に係る改正後の条例第5条ただし書に規定するカード式回数券及び定期券に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

平成23年6月1日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市駅西口第2自転車駐車場を設置することに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。